

平成28年12月定例会 総務委員会委員長報告

34番 中野 清史でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました9件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第141号 長野市フルネットセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について申し上げます。

長野市フルネットセンターの後利用については、少子高齢化の進行等の社会情勢の変化に対応するため、保健福祉部において保健所の機能強化を図る施設として利用することを検討しているとのことであります。

については、同センターの後利用について、その在り方を議会へ適宜報告するとともに、有効活用を図ることを要望いたしました。

次に、市民生活部所管の指定管理者の指定議案3件について、併せて、総務部の所管事項のうち、指定管理者の指定手続について申し上げます。

指定管理者の指定議案の審査に当たっては、従来から指定管理者指定議案の参考資料による説明が行われているところですが、指定管理候補団体に関する情報や提案内容についてなど、記載内容や説明が分かりにくく十分とは言えないものがあります。

また、委員からは、指定管理者の指定議案と指定管理者関連予算案の提出時期がそれぞれ異なることから、その手続の在り方について見直す時期に来ているのではないかと、との意見が出されました。

については、委員会審査において、より詳細で分かりやすい参考資料による丁寧な説明を行うとともに、指定管理者の指定手続の在り方を検討するよう要望いたしました。

次に、総務部及び財政部の所管事項について申し上げます。

工事請負契約の積算誤りによる入札中止が繰り返し発生していることについて、本市の入札業務に対する信頼を大きく損なうことにつながることから、関係部局間の連携を十分に図る必要があります。併せて、職員相互によるチェック体制を強化するような職員配置などを検証することにより、今後このような事態が起こることのないよう再発防止策の徹底を要望いたしました。

次に、総務部の所管事項について申し上げます。

第一庁舎等への案内サイン等に関する市民からの要望については、これまでも市民意見等を踏まえて改善が図られていますが、障害をもつ方々への対応も含め、引き続き、職員の積極的な声掛けを行うとともに、分かりやすい表示等への十分な対応を図るよう要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項のうち、長野県立大学について2点申し上げます。

1点目は、来年4月27日に市制120周年記念式典事業の開催が予定されており、続いて、その翌年4月には長野県立大学が開学しますが、これを機に同大学との産学官共同の研究事業等について検討するよう要望いたしました。

2点目は、長野県立大学への支援について、市では、平成27年度末で約13億5,000万円となっている大学整備基金等を活用し、最大限協力していくこととしておりますが、支援については、県と十分な協議を行うとともに、必要に応じて議会への丁寧な説明を行うよう要望いたしました。

次に、市民生活部の所管事項について申し上げます。

市では、現在、(仮称)長野市消費者施策推進計画の策定作業を進めているとのことですが、市が設置している消費生活センターについては、第五次長野市総合計画に設定するアンケート指標の現状値を把握するためのアンケート調査において、市民の認知度が十分でないと思われる結果であったとのこととあります。また、長野市消費生活協議会委員から同センター相談窓口の連絡先をPRするよう指摘があったことから、今後、市民への十分な周知を図る必要があると考えます。

については、長野市消費生活センターを多くの市民に利用していただくため、その

所在地、連絡先や、県の消費生活センターとの役割分担の違いなど市民の認知度を高める方策を具体的に検討するよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第21号 安保法制の廃棄を求め、併せて、南スーダン派兵の自衛隊の即時撤退を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「11月16日付け読売新聞記事によれば、政府は、PKO参加五原則が満たされていても、自衛隊員の安全の確保ができなければ撤収するという項目を設けたが、現在、国連事務総長の所見として、現地は非常に混とんとしており懸念があるということで、かなり危険な状態だと判断できる。自衛隊を派遣しないほうが良いのではないか。」、「国連が引き続きPKO活動を強く望んでいるということで、新たに4,000人の増派が決まったことによって余計に南スーダン側の反感を強めており、非常に危険な状況になっている。首都ジュバは比較的安定していると政府は言っているが、7月の時点で大変な戦闘行為が行われている。そこに日本は駆け付け警護の任務を付与して自衛隊を派遣しており、国と国との交戦という状況になる可能性があり、そうなれば明らかに憲法違反である。憲法9条、平和を守ろうという一点で、もっと多くの国民が声を上げて行かなければいけない時代である。」、「不都合な真実を隠しながら自分に都合のいい解釈の中で、政府は、自衛隊を派遣し、そして様々な起こりうる危険性について、最悪の場合にはすぐ撤退というようなことを言っているが、やはりそうした事態が起こる前に、日本のこれまでの71年間の平和を守り続けた、日本の国際貢献というものに傷を付けることがないように、正に決断すべきである。」、「今現地は必ずしも治安が安定しておらず、この紛争の本質が部族間の抗争であるとすれば、市民を守らなければいけないような事態に自衛隊が追い込まれれば守らざるを得ず、日本は敵なんだなどという状況になってしまいかねない。PKO参加五原則の中立的立場を厳守するという項目の観点から、やはり自衛隊を送るべきではない。現地に赴く自衛官は本当に命懸けで行くということをきちんと考慮すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「戦争などあってはならないという請願者の御意見は誰もが思うことである。PKO参加五原則の下、変更された南スーダンPKO実施計画において、自衛隊員の安全を確保できなければ撤収する項目が入れられたということで、即時撤退というよりも、もう少し情勢を慎重に見極める必要があるのではないか。」、「国連も南スーダンPKOの継続を求めており、また南スーダン政府も派遣同意が成されているという中で、日本も施設部隊としてしっかり国際貢献をしていくべきと思う。過去に東ティモールにおいてPKO活動中に邦人を助けたという例があるが、宿営地の近くで邦人から求められれば助けに行くというのが当然であり、自衛隊の任務として位置付けておいたほうが活動しやすいと思う。」、「請願趣旨、第2段落の南スーダンの派遣に関しては、国際平和を誠実に希求する日本として、リスクいだからという点だけで即時撤退を求める内容には賛成しかねる。第4段落、米軍あるところ自衛隊ありという部分から、米軍と一緒に戦争するという事にならないでしようかという部分までは仮説であり、最終段落、抑止力を強化すればという部分から、軍事的緊張を高めたに過ぎないという部分までという一つの御意見、それらをもって既に3月29日に施行された平和安全法制を廃棄させる理由には当たらない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、継続審査中の請願第16号 慎重な憲法論議を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の申出により訂正されたものを基に審査を行ったところ、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。